



# はーとふる♡ガイドブック

じどうむ ふくし あんない  
～児童向け福祉サービスのご案内～

<令和5年度版>



令和5年6月

おうみはちまんしふくしほけん ぶしょう ふくしか  
近江八幡市福祉保険部 障がい福祉課

おうみはちまんしょう じしゅちいきじりつしえんきょうぎかい しょう じしえんそくしんぶかい  
近江八幡市 障がい児者地域自立支援協議会 障がい児支援促進部会

## はじめに

近江八幡市 障がい福祉課、障がい児者地域自立支援協議会・障がい児支援促進部会では、障がいのあるお子さんや保護者の皆さんへの支援の充実に向けて取り組みをおこなっています。

この「はーとふる♡ガイドブック～児童向け福祉サービスのご案内」は、いろいろな特性や障がいのあるお子さん、その保護者の方が、地域で安心して生活し、必要な支援をご利用いただくために作成いたしました。

お子さんの成長段階にあわせて、適切な療育や支援、地域生活を送ることができるための資料として、ご活用ください。

## もくじ 目次

1. 手帳制度に関すること P.3
2. 福祉サービスに関すること P.4
3. 手当に関すること P.8
4. 学校に関すること P.9
5. いろいろな障がい児支援に関すること P.11
6. 相談窓口について P.15
7. 福祉サービスの事業所一覧① P.18  
(自宅を利用するサービス・地域生活支援事業)
8. 福祉サービスの事業所一覧② P.21  
(放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援)



# 1. 手帳制度に関すること

## 障害者手帳を取得するには・・・？

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。
- 申請窓口は、障がい福祉課になりますので、お問い合わせください。

### 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいを有する場合、障がいの程度によって1級から6級までの手帳が交付されます。  
この手帳は、様々な福祉制度を利用するために必要です。

### 療育手帳

知的障がいのある人が一貫した療育・援護を受けられるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすくすることを目的に、障がいの程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の手帳が交付されます。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいや発達障がいがある人の社会復帰や社会参加の促進を図ることを目的に、一定程度の精神障がいの状態である人に対し1級から3級までの手帳が交付されます。  
手帳の所持者は、様々な支援を受けることができます。

## 申請に必要なもの

- 写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーに関する書類
  - （身体障害者手帳）指定医師作成による身体障害者診断書・意見書
  - （精神障害者保健福祉手帳）診断書（所定の様式）
- ※ 療育手帳の場合、診断書は不要ですが、申請後、彦根子ども家庭相談センターにおいて判定を受ける必要があります。

## 手帳を取得するとどうなるの・・・？

障がい福祉サービスの自立支援給付や障害児通所給付、補装具や日常生活用具の給付など、障がいの種類や程度に応じて様々な福祉サービスを利用することができます。



## 2. 福祉サービスに関すること

障がいのあるお子さんが利用できる福祉サービスがあります。

※掲載している福祉サービス事業所等は児童を対象にしている事業所です。

### 福祉サービスを利用できる人とは？

以下のいずれかにあてはまる方

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの手帳をお持ちの方
  - 自立支援医療（精神通院医療）を利用され、通院している方
  - 医師の診断書により、障がいのあることが確認できる方
- ※ その他支援の必要性が認められる方も対象になる場合があります。

### どんな福祉サービスがあるの？

- 主な福祉サービスには以下のようなものがあります。
- お子さんの特性やご家庭の状況により、利用できるサービスは異なります。

#### 自宅で利用するサービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や、必要に応じて通院等の介助を行うサービスです。
行動援護	自傷や他害、異食などの行動があり、特別な支援が必要な方の外出支援や行動する際の見守り支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難なお子さんに対して、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

#### 施設等に通って利用するサービス

児童発達支援	障がいのある未就学のお子さんが、施設に通いながら療育や生活の自立のための支援などを受けるサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医学的管理下等の支援が必要と認められたお子さんが療育や生活の自立のために必要な訓練及び医療の提供などを受けるサービスです。

ほいくしょどうほうちんしえん 保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がいのあるお子さんについて、当該施設を訪問のうえ、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	障がいのある主に6歳～18歳の就学されているお子さんが、学校の授業終了後や長期休暇中などに施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練などを受けるサービスです。
たんきにゅうしょ 短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により介護ができない時に、施設に短期間入所のうえ介護を受けるサービスです。

### ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

いどうしえんじぎょう 移動支援事業	屋外での移動に制限があるお子さんに外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を行うサービスです。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	障がいのあるお子さんの介護を行う人の一時的な休息などのために、日中において一時的なお子さんの活動の場を提供するサービスです。

### その他

ほそうくひしきゅう 補装具費の支給	身体上の障がいを補うための車椅子、補聴器、装具などの購入費及び修理費を支給します。
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 の給付	日常生活の便宜を図るための用具（紙おむつや吸引器など）を給付します。

## 利用するのに必要な料金

- 保護者の方の所得や住民税課税額により料金の一部が自己負担となります。
- 利用されるサービスによって、必要な料金や限度額が変わる場合があります。詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。また、サービスの利用時のおやつ代や送迎費などの実費も自己負担となる場合があります。（事業所によって異なります。）



## 福祉サービスを利用するにはどうすれば良いの？

### 自宅で利用するサービス、施設等に通って利用するサービス

#### ① 障がい福祉課の窓口にて相談・申請をする

相談・申請時に、食事、排泄など日常生活の介助の度合い、行動や精神状態に関する聞き取り調査（5領域11項目調査）を行います。（原則、保護者の方への聞き取りのみ。）

#### ② （施設等に通って利用するサービスの場合）

通所を希望される事業所の見学や説明を受ける

#### ③ 障害児支援利用計画作成（障害児相談支援事業所との契約）

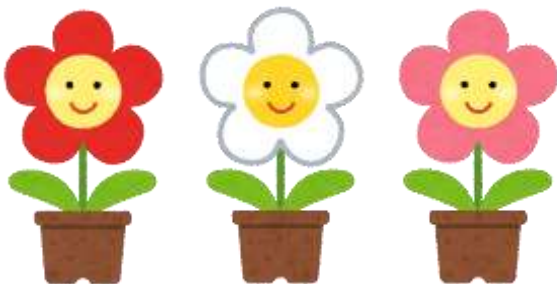
サービスを利用する場合は「障害児支援利用計画」を障害児相談支援事業所へ家族等から依頼し、作成してもらう必要があります。地域生活支援事業のみを利用する場合は不要です。

#### ④ 障がい福祉課より受給者証が発行される

5領域11項目調査、障害児支援利用計画の作成が行われたのち、市にて支給決定を行い、受給者証を発行します。

#### ⑤ サービスを利用する事業所との契約→利用開始

支給決定を受けたサービスについて、指定事業所の中から事業所を選択し、契約を結んだうえで、サービスの提供を受けます。



## 補装具費の支給、日常生活用具の給付

- 申請書その他、品目や申請内容によって、医師の意見書や滋賀県立リハビリテーションセンターによる判定（面接・文書）が必要な場合があります。
- 申請窓口は、障がい福祉課になります。事前申請が必要になりますので、詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

## 手続き・お問い合わせ窓口

障がい福祉課（総合福祉センターひまわり館2階）

開庁時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

TEL：0748-31-3711 FAX：0748-31-3738



### 3. 手当に関すること

お子さんの特性や扶養義務者等の所得により、以下の手当が受けられる場合があります。

手当額は令和5年4月1日現在の金額です。改定されることがあります。

#### 特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の中度以上の心身障がい児を監護している人に対し、手当を支給します。

手当額：1級（重度障害）：月額 53,700 円

2級（中度障害）：月額 35,760 円

#### 障害児福祉手当

おおむね3歳以上20歳未満で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態の重度心身障がい児に対し、手当を支給します。

手当額：月額 15,220 円

#### 申請に必要なもの

障がい福祉課にて、必要なものを持って申請してください。

- 診断書（所定の様式）、身体障害者手帳もしくは療育手帳、通帳のコピー、マイナンバーに関する書類、戸籍謄本（特別児童扶養手当のみ）
- ※ 療育手帳の等級により診断書が不要となる場合もあります。詳しくは障がい福祉課におたずねください。

#### 手続き・お問い合わせ窓口

障がい福祉課（総合福祉センターひまわり館2階）

開庁時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

TEL：0748-31-3711 FAX：0748-31-3738





## 4. 学校に関すること

### 特別支援学級とは

障がいがあるため、通常の学級では十分に指導の効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された少人数の学級です。小学校および中学校において、障がいの状態に応じた適切な配慮のもとに指導を行います。

### 相談窓口

近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課  
所在地：近江八幡市桜宮町236番地  
TEL：0748-36-5531 FAX：0748-32-3352

### 特別支援学校とは

少人数の学級で、複数の教員が指導にあたります。幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得するための学習を行います。

### 相談窓口

滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課  
所在地：大津市京町四丁目1-1  
TEL：077-528-4643 FAX：077-528-4957



近江八幡市に住む子どもさんが通うことのできる特別支援学校

名称	所在地 対象者	連絡先 (TEL 上段・FAX 下段)
野洲養護学校 (知的障がい・ 肢体不自由)	野洲市小南 588 番地 知的障がい・肢体不自由の障がいがある児童・生徒 近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区を除く)	TEL : 077-586-6850 FAX : 077-586-6870
八日市養護学校 (知的障がい・ 肢体不自由)	東近江市上平木町 290 番地 知的障がい・肢体不自由の障がいがある児童・生徒 近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区に限る)	TEL : 0748-23-1774 FAX : 0748-23-2411
盲学校 (視覚障がい)	彦根市西今町 800 番地 視覚障がいのある児童・生徒、全県	TEL : 0749-22-2321 FAX : 0749-26-3686
聾話学校 (聴覚障がい)	栗東市川辺 664 番地 聴覚障がいのある児童・生徒、全県	TEL : 077-552-1380 FAX : 077-554-1538
長浜北星高等 養護学校 (知的障がい)	長浜市地福寺町 3 番 72 号 知的障がいのある生徒、全県	TEL : 0749-62-0920 FAX : 0749-62-0940
甲南高等養護学校 (知的障がい)	甲賀市甲南町寺庄 427 番地 知的障がいのある生徒、全県	TEL : 0748-86-8401 FAX : 0748-86-8405
愛知高等養護学校 (知的障がい)	愛知郡愛荘町愛知川 102 番地 知的障がいのある生徒、全県	TEL : 0749-49-4000 FAX : 0749-49-4001
三雲養護学校 石部分教室 (知的障がい)	湖南市丸山二丁目 3 番 1 号 知的障がいのある生徒、近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区を除く)	TEL : 0748-77-8110 FAX : 0748-77-5020
北大津高等養護学校 (軽度知的障がい)	大津市仰木の里 1 丁目 23 番地 1 軽度知的障がいのある生徒、全県	TEL : 077-574-7900
鳥居本養護学校 (病弱)	彦根市鳥居本町 1431 番地 2 情緒障害児短期治療施設さざなみ学園に入園していること	TEL : 0749-24-1768 FAX : 0749-26-3724
長浜養護学校 伊吹分教室	米原市朝日 302 番地 知的障がいのある生徒、近江八幡市在住の方 (安土学区・老蘇学区に限る)	TEL : 0749-55-8031 FAX : 0749-55-8032

## 5. いろいろな障がい児支援に関すること

手帳制度や福祉サービスのほか、地域でお子さんが健やかに生活するために、いろいろな支援があります。詳しくは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

### 余暇や放課後の活動

#### 余暇支援クラブ「はちの子」

活動内容	長期休暇中と月 1 回土曜日に学生スタッフとボランティア（中学生～大人）さんと、ゲームやクッキングをしたり季節の行事に合わせた遊び、また体験活動としてバス旅行や地域の方々との交流会に参加したりしています。		
利用の方法	対象者は市内在住の特別支援学校及び支援学級に通う児童・生徒で、入会が必要です。入会申込みは直接「はちの子」事務局までご連絡ください。		
担当窓口	名称	近江八幡市余暇支援クラブ「はちの子」	
	所在地	宇津呂町 19 番地 6	
	TEL	090-6607-6958	

#### 近江八幡市ファミリー・サポート・センター

活動内容	子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育ての手助けができる人（援助会員「サポーター」）が共に会員となって、助け合う子育て支援活動です。一時的な預かりや送迎など依頼をうけ、事務局でマッチングし活動します。サポーターは、一定の研修を修了した市民による有償ボランティアです。		
利用の方法	0 歳から小学校 6 年生までの子どもをお持ちの方で、利用するには登録が必要です。（登録料無料）なお、利用には、以下の料金とサポーターの交通費が必要です。平日は 8:00～18:00（子ども一人につき 1 時間 750 円）送迎のみは 800 円。土日祝・平日上記以外の時間帯はそれぞれプラス 100 円となります。まずは、ご相談ください。		
担当窓口	名称	特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまん すくすく	
	所在地	西元町 59	
	TEL	31-3320	FAX 31-3335



ほうかごじどう  
放課後児童クラブ

活動内容	保護者が就労等により昼間家庭にいないお子さんに対して、授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。 障がいのあるお子さんの利用については、事業所の運営体制等により利用いただけない場合があります。
担当窓口	子育て支援課 ※ 所在地・連絡先については、P.15 の相談窓口をご覧ください。

よかっとたいむ

活動内容	障がいがある方が生活支援や余暇活動を通して、集団活動を行うとともに日常介護をしている家族の一時的な休息を計ることを目的としています。			
利用の方法	事前に申し込みをお願いします。※近江八幡市障がい福祉課			
担当窓口	名称	特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会		
	TEL	080-2532-9123	FAX	

よか♡すぺ～す

活動内容	毎月第3日曜日の9:30~16:00まで障がいのある方が自由に過ごせる場所を提供しています。遊んだり、運動したり、休んだり、自由にお過ごしください。雨の日に外で過ごせない時、外出時の休憩場所としてもご利用いただけます。			
利用の方法	事前に利用者登録が必要です。(登録・利用は無料) 対象者は近江八幡市在住または市内に勤務・通学しているか市内の施設・事業所を利用している人 障がいの種類が証明できる手帳・受給者証等の写しを持って、市民共生センターまたは障がい福祉課で申請してください。			
担当窓口	名称	近江八幡市市民共生センター(水曜日休館)		
	所在地	大森町41-7		
	TEL	31-2700	FAX	31-2800

な か ま ほ こ し ゃ か た こ う り ゅ う  
 仲間や保護者の方たちとの交流

お う み は ち ま ん し て い く せ い か い  
 近江八幡市手をつなぐ育成会

活動内容	障がいのある人とその家族が豊かに暮らせる社会づくりを目指しています。活動内容は、子どもや保護者がライフステージごとに集う手をつなぐ広場事業やスポレク事業、放課後等支援事業などを実施しています。		
利用の方法	各事業の内容をチラシやホームページなどで知っていただき、参加したい内容のものにそれぞれ申し込みをしていただいたり、集う場所などに直接お越しください。		
担当窓口	名称	近江八幡市手をつなぐ育成会	
	所在地	事務局：大森町41番地7（市民共生センター内） 活動拠点：鷹飼町52番地マナビィ1階	
	TEL	080-2532-9123	FAX
	E-mail 等	<a href="mailto:ohikusei@gmail.com">ohikusei@gmail.com</a> <a href="https://sites.google.com/view/ohikusei/">https://sites.google.com/view/ohikusei/</a>	

し が どう は た つ し ょ う が い お や か い  
 滋賀LD等発達障害親の会「トムソーヤ」

活動内容	LD・ADHD・自閉症 <sup>※</sup> ・外傷症などの発達障害のある子どもを持つ親の会です。定例会・学習会などの活動の他、滋賀LD教育研究会の先生方の協力を得て、チャレンジクラブ（SST）・研修会・合宿を実施しています。（現在オンラインなどで活動しています。）		
利用の方法	会員のみが活動に参加できます。（一部非会員でも見学できるものがあります。下記のメールアドレスにお問い合わせください。）		
担当窓口	名称	滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ 事務局	
	E-mail	<a href="mailto:tomsoya_ld@yahoo.co.jp">tomsoya_ld@yahoo.co.jp</a>	

はちまん かい  
八幡ハチドリの会

活動内容	近江八幡市在住（旧安土町除く）の野洲養護学校に通う児童、生徒の保護者の会です。 定例会では、福祉事業所見学会や勉強会、茶話会などを通して、保護者同士の交流や学びの場にはしています。			
利用の方法	野洲養護学校を通じて、毎年春に入会募集・総会の案内を配布しています。			
担当窓口	名称	八幡ハチドリ <span style="font-size: small;">の会</span>		
	所在地	中小森町 434		
	TEL	0748-33-7246	FAX	0748-33-7246

ほっこりハウス

活動内容	発達障がいの子供さんと一緒に、日々頑張っている保護者の方が「笑顔になれる場所」「ほっこり出来る場所」になれるように、月に一度、地元地域で談話室を開いています。悩み事やたわいもない話をしながら、先輩お母さんから笑顔のヒントをもらってください。			
利用の方法	担当者に連絡ください。			
担当窓口	名称	ほっこりハウス		
	TEL	090-9878-0752	FAX	

将来にわたって、途切れのない支援が受けられるために・・・

そうだん しえんてちよう  
相談・支援手帳「サポートファイル」

概要	支援を必要とする本人や保護者がいつでも持つことができ、必要な時に支援者に見せて情報を提供することができるためのものです。様々な機関や支援者に相談するときにはファイルをもとに説明できます。			
もらえる場所	発達支援課で書き方を説明してお渡しします。 また市のホームページでサポートファイルを検索すると記入用紙や記入例をダウンロードできます。			
担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達支援課      ・ 教育委員会事務局学校教育課      ・ 幼児課</li> <li>・ 障がい福祉課（18歳～）</li> </ul> ※ 所在地・連絡先については、P.14の相談窓口をご覧ください。 ・ 野洲養護学校 ※ 詳細は野洲養護学校のホームページから手引書をダウンロードできますので、ご利用ください。			

## 6. 相談窓口について

### 市役所での相談

お子さんの特性や利用できる支援・サービスについては、それぞれの窓口で相談できます。

担当窓口	所在地（窓口）	連絡先（TEL・FAX）
障がい福祉課	土田町 1313 番地 （総合福祉センターひまわり 2 階）	TEL：31-3711 FAX：31-3738
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各障がい児者、難病患者の福祉サービス及び相談支援に関すること</li> <li>18 歳以上の発達障がい者に対する相談支援（発達障がい者支援センター）</li> <li>各種障がい者手帳の交付や自立支援医療の給付、補装具や日常生活用具の給付、特別障害者手当及び特別児童福祉手当に関すること</li> <li>障がい者の虐待防止や成年後見等の権利擁護に関すること 等</li> </ul>	
発達支援課	土田町 1313 番地 （総合福祉センターひまわり館 2 階）	TEL：31-3734 FAX：31-3738
	<ul style="list-style-type: none"> <li>0 歳から概ね 18 歳までのお子さんを対象に発達の不安や心配について本人及び保護者（家族）の相談</li> <li>発達支援を必要とする児との関わりについての各種相談 等</li> </ul>	
健康推進課 （市民保健センター）	中村町 25 番地	TEL：33-4252 FAX：34-6612
	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中からの健康相談や育児のこと、子どもの成長・発達・栄養・予防接種に関すること（保健師・助産師・栄養士が相談をお受けします）</li> <li>健康づくりに関すること 等</li> </ul>	
子育て支援課	桜宮町 236 番地	TEL：36-5562 （子育て支援・ひとり親家庭の福祉） 36-5524（放課後児童クラブ） 31-4001（児童虐待） FAX：32-6518
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関すること、ひとり親家庭の福祉に関すること</li> <li>放課後児童クラブに関すること</li> <li>児童虐待に関すること 等</li> </ul>	
幼児課	桜宮町 236 番地	TEL：36-5579 FAX：32-6518
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等の入所に関すること、幼稚園・こども園入園に関すること</li> <li>幼稚園の預かり保育利用に関すること</li> <li>保育所・幼稚園・こども園等における障がい児教育保育・特別支援教育に関すること 等</li> </ul>	
学校教育課	桜宮町 236 番地 （教育委員会事務局内）	TEL：36-5531 FAX：32-3352
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのあるお子さんの就学や支援に関すること</li> <li>特別支援学級や通級指導教室の指導や支援に関すること 等</li> </ul>	

## 相談支援事業所

- 福祉サービスを利用するときには、お子さんの生活の困りごと等をうかがって「サービス等利用計画」を立てることが必要です。
- 「サービス等利用計画」は下記の相談支援事業所の相談支援専門員とお子さん、ご家族の方が一緒に作ります。
- 相談する方法については、相談支援事業所または障がい福祉課におたずねください。

### 相談支援事業所の一覧

- お子さんのサービス等利用計画を作成できる事業所（近江八幡市を対象エリアとしている）を紹介しています。

名称（五十音順、市内→市外の順）		
所在地	TEL	FAX
近江八幡市社会福祉協議会 相談支援事業所		
土田町 1313 番地	33-1699	33-1655
支援センターこごみ		
丸の内町 5 番地 122	31-2331	31-2332
障害青年サポートセンター近江八幡 スクールなかま相談部		
掘上町 300 番地 1	26-1634	
児童相談さぽーとセンターぴょん		
中村町 408 番地 2	080-1432-7060	
相談支援事業部 みらく		
馬淵町 1636 番地 3	38-5031	
相談支援事業所 彩り		
安土町下豊浦 6 番地 17	26-5760	
相談支援事業所 住倉安土		
安土町内野 2048	46-8222	



<small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所 ちゅら ※休止中		
安土町下豊浦 4552-1	40-0189	40-0352
<small>ひがしおうみちいまいしょうがいしゃせいかつしえん</small> 東近江地域障害者生活支援センター サテライト <small>おうみはちまん</small> 近江八幡		
多賀町 599 番地 3	32-8700	32-8720
<small>おうみはちまん</small> プランニングセンター近江八幡		
中村町 9 番地 18	090-9998-4508	
<small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所 くすのき		
東近江市五個荘竜田町 550 番地	29-3117	
<small>そうだんしえんじぎょうしょ</small> 相談支援事業所 こすもす ※北里学区、桐原学区のみ		
野洲市西河原三丁目 2450 番地	077-576-0150	077-576-4662



## 7. 福祉サービスの事業所一覧①

### (自宅で利用するサービス・地域生活支援事業)

令和5年5月末日時点

#### 自宅で利用するサービスの事業所（市内事業所のみ）

近江八幡市内の事業所を紹介しています。市外の事業所でも、利用できる場合があります。事業所が変わる場合がありますので、詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

名称（五十音順）	所在地	TEL	居宅介護	行動援護
近江八幡市社会福祉協議会居宅介護事業所	安土町上出 908 番地 1	46-6321	○	
居宅介護ヘルパーステーションおうみ	鷹飼町 744 番地(滋賀八幡病院内)	31-0139	○	
しみんふくし滋賀 近江八幡訪問介護事業所	出町 414-5 フラワー1 番館 107	32-4872	○	
ツクイ近江八幡鷹飼	鷹飼町北 4-21-2	31-2030	○	
ニチケアセンター近江八幡	中村町 476 番地	31-0071	○	
ニチケアセンター八幡南	鷹飼町 4 丁目 1-4 カルチャーコート 1-C 号室	38-8113	○	
東近江地域障害者生活支援センターサテライト近江八幡	多賀町 599 番地 3	32-8710	○	○
ホームヘルパーステーションヴォーリス	北之庄町 492 番地	32-7130	○	
訪問介護ステーションひびき	千僧供町 357 番地	43-1963	○	○
Mtu 株式会社 訪問介護サービスでいご	安土町下豊浦 4552-1	40-0286	○	○



## 地域生活支援事業の事業所

近江八幡市と契約している事業所（市内・東近江圏域・野洲市・守山市のみ）を紹介しています。事業所が変わる場合がありますので、詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

### 移動支援事業所

移動支援事業とは…（P.5 を参照ください）

屋外での移動に制限があるお子さんに外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を行うサービス

名称（市内事業所は五十音順）	所在地	TEL
居宅介護ヘルパーステーションおのみ	鷹飼町 744 番地(滋賀八幡病院内)	31-0139
合同会社 彩り	安土町下豊浦 6 番地 17	26-5760
デイサービス桐原	安養寺町 816 番地	31-2331
東近江地域障害者生活支援センター サテライト近江八幡	多賀町 599 番地 3	32-8710
訪問介護ステーションひびき	千僧供町 357 番地	43-1963
Mtu 株式会社 訪問介護サービス でいご	安土町下豊浦 4552-1	40-0286
合同会社 Unite あいケアステーション	東近江市宮川町 244-515	34-2726
ヘルプステーション ちょこれーと	野洲市北桜 978 番地 2	077-586-1856
株式会社 奏 さぼ〜と楽	守山市守山二丁目 11 番 17 号	077-582-7550
ヘルパーステーションこねくと	守山市吉身 3 丁目 17-5	077-575-6977
株式会社 minatone ヘルパース テーションふらんく	守山市吉身 2 丁目 9-27	077-535-9197



にっちゅういちじしえんじぎょうしょ  
日中一時支援事業所

日中一時支援事業とは… (P.5 を参照ください)  
障がいのあるお子さんの介護を行う人の一時的な休息などのために、日中において一時的なお子さんの活動の場を提供するサービス

名称（市内事業所は五十音順）	所在地	TEL
障害青年サポートセンター近江八幡 スクールなかま相談部	掘上町 300 番地 1	26-1634
デイサービス桐原	安養寺町 816 番地	31-2331
ふえりいちえ Felice 合同会社 児 童相談さぽーとセンターびよん	中村町 408 番地 2	080-1432-7060
特定非営利活動法人 陽だまり	野洲市小篠原 1818 番地 5	077-586-7338
株式会社奏 あったか	守山市守山 2 丁目 11 番 17 号	077-599-3825
合同会社ケアステーション Pina あふたーぴ〜す	守山市浮気町 321 番地 3	077-576-0166



## 8. 福祉サービスの事業所一覧②（放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援）

令和5年6月末日時点

近江八幡市内の事業所を紹介しています。市外の事業所でも、利用できる場合があります。

事業所が変わる場合がありますので、詳しくは、障がい福祉課の窓口へお問い合わせください。

放課後等デイサービスとは…（P.5を参照ください）  
学校の授業終了後や長期休暇中などに施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練などを受けるサービス

### 放課後等デイサービスの事業所

休日や長期休暇中の開所時間、送迎・延長時間の詳細は、各事業所におたずねください。

名称	所在地	TEL	FAX	送迎	延長
	開所時間（平日・休日）				
	事業所の紹介				
凧 近江八幡	江頭町464番地3	36-3825	36-3826	あり	なし
	平日：学校終了後～17：00		休日：10：00～16：00		
	集団活動の時間と個々の目標に応じた個別活動の時間を設けてサポートしたり、言語聴覚士やその他専門職のサポートがあります。外出、クッキング、製作等、季節に合わせたイベントも満載です。				
凧 川原町	川原町1丁目1番7	29-3570	29-3571	あり	なし
	平日：学校終了後～17：00		休日：10：00～16：00		
	個別目標達成に向けて放課後や土曜、祝日、長期休暇の年間を通して支援し、言語聴覚士やその他専門職のサポートがあります。集団活動、外出、クッキング、製作等、季節に合わせたイベントも開催しています。				
キッズ☆station 近江八幡	上野町46番地	43-1966	43-1966	あり	要相談
	平日：学校終了後～19：00		休日：9：00～18：00		
	子どもへの尊敬・愛情を第一に考え、個々の可能性を信じて温かく支援することを理念としています。活動としては、お出かけ（自然との触れ合い）や創作活動にウェイトをおき社会性を養うことを基軸としています。				
ベストライフつばさ	白鳥町30番地3 敷島第2ビル101号	43-2275	43-2275	あり	あり（18：30まで）
	平日：14：15～17：30、11：30～17：30		休日：10：30～16：30		
	リハビリ専門職を中心に体操や跳び箱、マット、ハードルなどを使ったサーキットトレーニング、感覚統合療法、ビジョントレーニング、言葉の練習、集団適応訓練などを行っています。				
ここあ	馬淵町1636番地1	38-5030	38-5031	あり	あり（19：00まで）
	平日：学校終了後～17：30		休日：10：00～16：00		
	開放的な環境とアットホームな雰囲気遊びを通して子ども達の生活していく力や思いやりの心などを育てます。長期休みに給食支援あり。重度心身障がいのあるお子さんの受け入れ可能です。				
わくわく	加茂町844番地9	36-3462	36-3643	あり	なし
	平日：学校終了後～17：00		休日：10：00～16：00		
	たくさんの笑顔に出会いたいという理念を持ち、子どもたちの心に気づき、一人ひとりの子どもに寄り添い子どもと向き合いたい、興味・意欲・関心を引き出すためのかわりをしていきたいと考えています。				
ひびき	千僧供町357番地	43-1963	050-1404-4197	あり	あり
	平日：学校終了後～17：00		休日：10：00～18：00		
	ひびきでは、“楽しく学ぶ”をコンセプトに、手作りおやつや昼食クッキングなど様々な活動に取り組んでいます。平成28年5月に完成したピカピカの施設です。				
こどもサポート教室 「きらり」	鷹飼町1485番地6 O・Hビル近江八幡502	32-4800	32-4800	なし	なし
	平日：10：00～19：00		休日：10：00～19：00		
	感情のコントロールが上手にできるようになりたい、言葉で自分の思いをうまく表現したい等、人とのコミュニケーションに関する課題や、学年が上がるにつれての学習の不安を、1対1の個別療育で対応させていただきます。また、月1回の小グループでのイベントも実施しており、個別から集団への適応にも力も入れております。 ※1時間の療育の中で保護者様とお子様についてお話する機会も設けています。				
こどもサポート教室 「きらり」近江八幡 駅前校第2	鷹飼町1542番地 ファルコーテナント1A	29-3777	29-3777	なし	なし
	平日：10：00～19：00		休日：10：00～19：00		
	「誰にでも輝ける舞台がある」「こどもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた1対1の個別療育を行っています。学習、コミュニケーション、運動面への課題や不安に寄り添いながら関わることを大切にしています。また、1時間の療育の中で保護者様とお子様のことについてお話する機会も設けています。				
てのひら近江八幡 鷹飼町	鷹飼町南3丁目4番地5 1階	43-1735	43-1736	あり	なし
	平日：14：00～17：30		休日：10：00～16：00		
	開放的なプレイルームに大型ボールプールやボルダリング等を常設し、様々な感覚刺激を楽しみながら、のびのびと運動を行うことができます。また、学習スペースには個室もあり、集中して学習に取り組めます。				

てのひら近江八幡 音羽町	音羽町 148 番地	33-2050	33-2051	あり	なし
	平日 14:00~17:30		休日: 10:00~16:00		
県内6事業所目の「てのひら」です。「てのひら」で一番広い、70坪以上のスペースに一人ずつ分けられた学習スペース、広々とした運動スペースを設けてます。各事業所に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置して、専門的な角度から見た療育にも力を入れてます。					
スキルアップスタジオ TINO	堀上町 159 番地 7	26-2400	26-2402	あり	なし
	平日: 13:30~18:30		休日: 8:30~16:30		
その子に応じた学習支援による学力向上や日々の生活能力の向上、グループワークによるコミュニケーション能力の向上を目指した療育に取り組んでいます。					
TINO 安土教室	安土町上豊浦 983 番地 1	43-2733	43-2734	あり	なし
	平日: 13:30~18:00		休日: 8:30~16:30		
作業療法士の指導による体幹トレーニング、グループワークによるコミュニケーション能力の向上を目指した療育に力を入れていきます。令和5年2月に完成の施設です。					
杜のつくみ療育園 安土園	安土町下豊浦字西法寺 4552	36-2858	36-2859	あり	なし
	平日: 10:00~17:00		休日: 10:00~16:00		
お子様おひとりずつに合わせた課題に取り組み、(例)文字を今よりもキレイにかける【目標】⇒指先を自由に動かすことができる、握る力をつける、文字の練習を行う等【活動】※楽しく取り組めるよう指導員がサポートします。小さな出来た！を積み重ね自信をつけていただくことで、次の活動への意欲につなげる支援をします。					

児童発達支援とは…(P.4を参照ください)  
障がいのある未就学のお子さんが、施設に通いながら療育や生活の自立のための支援などを受けるサービス

児童発達支援の事業所

名称	所在地	TEL	FAX	定員(1日)
事業所の紹介				
近江八幡市子ども発達支援センター ひかりの子 (近江八幡市発達支援課)	土田町 1313 番地	33-8131	31-3480	24名
午前、親子の愛着形成を目的に親子通所で、運動遊び・ふれあい遊び・音楽を用いた遊び等を通じた発達支援を行います。午後は、少人数グループで、保育士や友だちとのかかわりを通して、感覚統合、コミュニケーション力を育みます。				
キッズ☆station 近江八幡	上野町 46 番地	43-1966	43-1966	3~4名
日常生活に必要な動作の習得(身支度、食事、お片づけなど)ができるよう支援します。また小集団の他者との関わりの中で、様々な経験を積むことで本人の自信につなげていくような支援を行います。「楽しい!うれしい!大好き!」と感ずることができる療育の関わり方を大事にしています。				
こどもサポート教室 「きらり」	鷹飼町 1485 番地 6 O・Hビル近江八幡 502	32-4800	32-4800	10名
「誰にでも輝ける舞台がある」「こどもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた個別療育を提供しています。活動を通して言葉の発達を促したり、座って活動を行う姿勢作りやえんぴつで書く練習等、小学校へ向けての練習に取り組む機会を提供します。また、月1回の小グループでのイベントも実施しており、個別から集団への適応にも力を入れております、※1時間の療育の中で保護者様とお子様についてお話する機会も設けています。				
こどもサポート教室 「きらり」近江八幡 駅前校第2	鷹飼町 1542 番地 ファルコーテナント 1A	29-3777	29-3777	
「誰にでも輝ける舞台がある」「こどもたちが楽しめる活動」をコンセプトに一人ひとりの特性に応じた1対1の個別療育を行っています。様々な活動を通しての言語発達へのアプローチ、コミュニケーション、運動面への課題や不安に寄り添いながら関わることを大切にしています。月1回の小グループでの療育も実施しており、個別から集団への適応にも力を入れております。また、1時間の療育の中で保護者様とお子様のことについてお話する機会も設けています。※駐車場有※				
ベストライフつばさ	白鳥町 30 番地 3 敷島第2ビル 101号	43-2275	43-2275	10名
リハビリ専門職が身体面、運動面、特に体幹機能や手先の使い方、コミュニケーション能力向上などに力を入れており、保護者の方とともに家で実践していけるようアドバイスしています。				
凜 近江八幡	江頭町 464 番地 3	36-3825	36-3826	10名
預かり型小集団で過ごす中で経験を積み基本的な生活習慣を目指してサポート。「できた」の達成感を感じ、レパートリー豊富な活動の中で「苦手」を減らせるように支援し保護者の方と一緒に「困った」に向き合います。				
レモネードキッズ 近江八幡	鷹飼町 1485 番地 8 O・Hプラザアウル 1F	43-0470	43-0471	10名
お子さんの発達に合わせた、個別プログラムを作成し、療育スタッフと1:1で、教材やおもちゃを使って、課題に取り組めます。一緒に取り組む楽しさを知って、ことばや認知の力を育て、保護者の方と一緒に子育てをサポートしていきます。また、少人数でのグループ療育も行います。				
杜のつくみ療育園 安土園	安土町下豊浦字西法寺 4552-1	36-2858	36-2859	10名
お一人おひとりのお子様の特性をしっかりと把握し、発達段階に合わせた最良の療育プログラムを提供します。随時、保護者の皆様へ情報のフィードバックを行い、成長についてご確認いただきながら、お子様の将来についてお話し合いをしていきます。				

ほいくしよとうほうもんしえん じぎょうしよ  
 保育所等訪問支援の事業所

名称	所在地	TEL	FAX
	事業所の紹介		
近江八幡市子ども発達支援センター (近江八幡市発達支援課)	土田町 1313 番地	33-8131	31-3480
	集団生活への適応に支援が必要なお子さんが在籍している園所へ(当事業所では園所のみです)訪問支援員が月 1 回程度訪問して、お子さんの様子を観察し、必要な支援やかかわり方、環境づくり等を園所の先生方と一緒に考え、すすめていきます。		

きょたくほうもんがたはったつしえん じぎょうしよ  
 居宅訪問型発達支援の事業所

名称	所在地	TEL	FAX
	事業所の紹介		
近江八幡市子ども発達支援センター (近江八幡市発達支援課)	土田町 1313 番地	33-8131	31-3480
	常時人工呼吸器を使用しているなど重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんに対して訪問支援員がご自宅に訪問し、様々な遊びを通して成長および発達を支援します。		